

特定処遇改善手当

2019年10月1日より『特定処遇改善手当』が新設となりました。報酬改定に伴う特定処遇改善加算を財源として、職員の処遇改善を実施します。今までの「処遇改善加算」は介護職のみの処遇改善でしたが、この「特定処遇改善加算」は、[介護職以外の職員へも適用することが可能](#)となりました。近江和順会では、国の基準をもとに、労働組合との協議を繰り返し、経験豊富な介護職員を主にしながら、広く多くの職員に分配できるように整備しました。

区分	職種	対象職員	金額
A	正規介護職員 ※多様正規含む	経験10年以上（他法人での介護職経験も含む） の介護福祉士取得済みの介護職員	月額：18,000円
B	正規介護職員 ※多様正規含む	A以外の正規介護職員	月額：8,000円
C	その他正規職員 ※多様正規含む	AB以外の正規職員 (生活相談員、看護職員、介護支援専門員、事務職員など)	月額：4,000円
D	非常勤介護職員 介護補助職員	30時間以上/週の雇用契約の介護職員	日額：190円
E	非常勤看護職員	30時間以上/週の雇用契約の看護職員	日額：95円
F	清算一時金	年度末において、特定処遇改善加算の月額での積み残しが 発生した場合に、5月に臨時的に支給（対象はA・B）	A：残額の2/3 B：残額の1/3

※区分「C」の職員で、年収440万円を超えている職員及び当加算により年収440万円を超える職員については、支給対象外となります。

※2020年度の決定額です。年度により金額が変動する可能性があります。また、特定処遇改善加算が廃止された場合は消滅する手当です。

※部長職以上の職員への適用はいたしません。